

鳥取砂丘こどもの国屋台販売出店要項

1 目的

この要項は鳥取砂丘こどもの国園内において、イベントに付随する場合を除き、繁忙期の利用者サービスの充実のため臨時的に出店する飲食物販ブースについて定めます。

なお、出店申し込み時は第4項の書類を提出し、出店決定後に第10項の書類（それぞれ該当分）を提出してください。

2 応募資格

応募可能な店舗は以下のとおりとします。

- (1) 飲食業及び幼児児童向けの物品販売の出店を希望される方
- (2) 鳥取県内に店舗又は営業所がある事業者もしくは鳥取県内在住の方
- (3) この募集要項の内容に同意いただける方

3 出店条件

- (1) 飲食業は、出店申し込み時に鳥取県の「食品営業許可」を取得している必要があります。
- (2) 出店日までに各自の店舗に係る施設賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入してください。
- (3) 監督官庁の指導や関係法規を遵守してください。
- (4) 過去に食品衛生法並びに関連する条例等に基づく処分を受けた方は出店できません。

4 出店申し込み

原則、出店希望日の1ヶ月以上前に出店申込書（様式1）及び販売物リスト、調理及び販売従事者等の名簿（様式2～4）を鳥取砂丘こどもの国に提出してください。申し込み時に以下の書類も併せて提出してください。なお、該当がない項目に係る書類は提出不要ですが、飲食業の場合は（1）、（2）は必ず提出してください。

- (1) 出店申込書（様式1）
- (2) 販売物リスト（様式2）
- (3) 調理及び販売従事者等の名簿（様式3、4）
- (4) 様式3、4に記載した者の運転免許証の写し
- (5) 出店代表者の表明・確約書（様式5）
- (6) 飲食店営業許可証（露店営業、自動車営業の許可証がある場合は提出してください）の写し
- (7) 自動車営業を行う場合は、当該車両の車検証の写し
- (8) 食品衛生責任者証、又は食品衛生責任者養成講習会の修了書の写し

- (9) 鳥取県食のみやこ関連の認定、各種イベント等での受賞、表彰などある場合は証拠書類の写し
- (10) 一般財団法人鳥取県観光事業団財務規程細則第26条第1項第3号に規定する障害者支援施設等を運営しており、これらの施設等で製作された物品を販売する場合は、その旨の証拠書類の写し
- (11) その他、店舗のリーフレット、販売物のチラシ等の参考書類

5 出店許可

前項の出店申し込みを受け、書類審査、必要に応じて面接等を行い、希望日のおよそ1ヶ月前ごろに出店の可否を連絡させていただきます。

出店許可後、第10項の書類を提出してください。出店決定前に必要に応じて詳細確認のための追加書類を提出していただく場合があります。

応募者多数の場合は抽選により決定、又は販売内容の重複がある場合等は出店日を調整させていただきます。

出店場所は各店舗の販売内容、使用物等を調整の上、こどもの国で決定します。出店店舗数はスペースの都合上、1日あたり最大8店舗程度の予定です。

6 審査項目

書類、面接審査では必要に応じて以下の項目について審査を行います。

- (1) 販売物がこどもの国にふさわしいか
- (2) 事故防止や食品取扱に係る安全性
- (3) 出店者の営業実績、信頼性
- (4) その他、販売物の独自性、県産材料使用等のご当地性、公益性など

7 使用可能物等

水道1ヶ所(共同水道)は使用可能です。手洗い、調理貯水用に使用し、排水には汚水、固形物は絶対に流さず清潔に使用してください。

業務用熱源機器を使用の場合、各自で発電機、ガス機器等熱源を用意してください。

この他、出店に必要な機材、物品等はすべて出店者で準備してください。

8 使用面積

1店舗当たりの使用面積は3m×3m四方以内としてください。

9 販売手数料

販売手数料は売上の15%です。

日々の売上表(様式6)を作成し、販売終了後各日分を清算し、こどもの国管理事務所に

てお支払いください。その日のうちに集計できない場合は遅くとも3日以内に支払いを完了してください。

1 0 出店決定後の届け出書類

(1) 営業類似行為開設届（確認後の写し）

※露店営業、自動車営業許可を持っていない場合のみ

※届け出は出店者で行ってください。

(2) 出店店舗にかかる施設賠償責任保険、及び生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類の写し

※露店開設に係る消防署への届け出はこどもの国で行います。

1 1 出店方法

出店にあたっては、以下に適合した店舗で営業してください。かつ、飲食業の場合は、(3)以下の鳥取県各総合事務所長の露店形態による食品営業許可を受けるために必要な営業施設基準に適合した店舗として営業していただきます。

(1) 営業施設は、事前に申請した区画内とすること。

(2) 営業施設は、使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。

(3) 営業施設の内壁は、耐水性材料で作るか、又は床面から1メートル以上の高さまでは耐水性材料で腰張りし、かつ清掃しやすい構造とすること。

(4) 営業施設の天井は、平滑で清掃しやすい構造とすること。

(5) 営業施設には、食品取扱者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗い設備及び手指の消毒設備を設けること。

(6) 耐水性の洗浄設備を設けること。

(7) 食品に直接接触する機械器具、設備及び容器は、耐水性のものであること。

(8) 営業施設には、原材料、製品、添加物、器具、容器等を衛生的に保管できる設備を設けること。

(9) 営業施設には、冷却保存する必要がある食品を取り扱う場合は、冷蔵又は冷凍設備を設けること。

(10) 食品を冷却し、又は保存するための設備には、設備内の温度を確認するための温度計を見やすい位置に設けること。

(11) 営業施設には、使用目的及び業務能力に応じた十分な容量を有する耐水性の貯水槽を設けること。

(12) 貯水槽には、水道水を供給すること。

(13) 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備えること。

1 2 注意事項

(1) 基本事項

当園は児童の健全育成を目的として設置された有料の県立児童厚生施設であり、利用者は幼児、児童及びその保護者がほとんどです。これらのことに配慮し、提供物品、価格、接客態度には十分注意してください。

(2) 会場管理

ア こどもの国来園者が快適に使用できるよう以下の業務に協力してください。

- ・ 車両通過後の出入り口の確実な閉門
- ・ 販売物に関するゴミ箱の設置及びゴミの回収
※店舗から出たゴミは必ずその日のうちに持ち帰ってください。
- ・ 店舗周辺の清掃

イ 複数日数出店の場合、夜間も店舗設備を設置しておく場合は、風雨、動物等への対策を取ってください。野生動物が出ますので食品は放置しないでください。

(4) 管理保全

ア 会場の運営については、こどもの国の指示に従っていただきます。ご協力いただけない場合は出店を中止していただく場合があります。

イ こどもの国は、出店者の販売物に対して補償の責任を負いません。

ウ 出店者の行為により事故が発生したときは、当該出店者の責任において解決するものとし、こどもの国はこれに対する一切の責任を負いません。

エ 火気を使用する出店者は必ず消火器を備えつけてください。

オ 出店は基本的に申請者が営業を行ってください。出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止します。こどもの国より提供されたスペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で無断で交換することはできません。

カ 基礎工事等により出店関係機材等を敷地内に定着させないようにしてください。

キ 出店者はその責めに帰する理由により、園内施設の全部または一部を滅失、又は損傷した場合は、当該事項に係る損害額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、園内施設を原状に回復した場合はこの限りではありません。

ク 出店者の出店にあたり、こどもの国又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

(5) 搬入出車両等

ア 車両による会場内への乗り入れは可能な限り開園時間外としてください。やむを得ず開園時間内に車両で搬入出する場合は通行者に十分注意し、通行の妨げとならないようにしてください。

イ 搬入後の車両の駐車場所は時季により異なる場合があります。その都度指示しますので指示された場所以外には駐車しないでください。使用食材等の都合で車両を特定の位置に駐車しなければならない場合は事前に申し出てください。

(5) その他禁止事項等

ア 以下の事項に該当する場合は出店を不許可、又は取り消します。

・公序良俗に反するおそれ、又は暴力その他不法行為を行うおそれがあると認められる場合

・法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。

※こどもの国では、出店者が上記の暴力団又は暴力団員に該当するかどうかの確認のため、鳥取県警察本部に照会を行います。ただし、いただいた個人情報 は法的な要請等によらない限り、本人の同意なく本照会以外の目的に使用することはありません。

・営業に際し、第三者の著作権を侵害する場合

・美観を損なう行為、風紀を乱す行為を行った場合

・営業に際し、著しく音響、発煙、臭気を伴うもの、又は危険と認められる場合

・法令等で販売が禁止されている物を販売していると認められた場合

イ 酒類等の販売は禁止です。

ウ 無断で出店キャンセルをしないでください。悪天候が予想される場合等にキャンセル、または任意に出店時間の変更をしていただくことは可能ですが、予定変更を決定後、なるべく早めに連絡をしてください。

悪天候等のため、出店することが危険と思われる場合、又は災害等により会場使用が困難な場合はこちらから出店を中止していただく場合があります。この場合、出店準備等に係る費用や予定売上の損失補填等はいりません。

エ 提出書類について虚偽の申告があった場合、出店許可を取り消します。また出店後に虚偽が認められた場合は以後の出店をお断りします。

オ このほか、当要項に記載のない事項については別途出店者との協議によって決定します。

1.3 申し込み・問い合わせ

鳥取砂丘こどもの国

〒680-0001

鳥取市浜坂1157-1

TEL 0857-24-2811

FAX 0857-24-2812

E-mail kodomo@hal.ne.jp